

第1次横手市読書活動推進計画

(2024年度～2028年度)



新公益施設 Ao-na イメージ

2024年3月

横手市教育委員会

目 次

第1章 計画の概要

1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 国や県との関連	1

第2章 基本方針

1 計画の基本方針	3
2 計画の構成	3
3 計画の期間	4
4 第1次横手市読書活動推進計画体系図	4

第3章 読書活動推進のための方策

基本目標1 家庭における読書活動の推進	5
基本目標2 学校等における読書活動の推進	7
基本目標3 地域・企業等における読書活動の推進	9
基本目標4 読書活動への理解と普及啓発の推進	11

第4章 計画の推進

1 計画の周知	13
2 計画の推進体制	13
3 計画の点検と評価	13

資料編

1 第2次横手市子ども読書活動推進計画の目標と実績 (2019年度～2022年度)	14
2 秋田県民の読書活動の推進に関する条例	16
3 子どもの読書活動の推進に関する法律	17
4 文字・活字文化振興法	19

1 計画の目的

読書活動は、人生をより豊かなものにし、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、子どもの知識や学力の向上にとどまらず、大人になってからも自己啓発やストレス解消、高齢者においては介護予防など、横手市民全体の健康維持に良い影響が期待できます。

近年、スマートフォンやSNSの普及などにより情報量が増加し、容易に情報収集ができるようになりましたが、一方で、活字離れや読書離れの一因となっていることから市全体で読書活動を進めていくことが重要と考えます。

横手市では、未来を担う子どもたちが乳幼児期から読書習慣を身に付けることにより、読書の楽しさや大切さを学び、生きる力を育むよう、総合的かつ計画的に子どもの読書活動を推進するため、2013年度に「横手市子ども読書活動推進計画」(2014年度から2018年度まで)を、2018年度に「第2次横手市子ども読書活動推進計画」(2019年度から2023年度まで)を策定し、さまざまな読書活動の取組を推進してきました。

2024年度にオープン予定の新公益施設Ao-na(あおーな)への横手図書館移転に伴い、市内6図書館および2図書室の蔵書をICタグ*で管理し、利用者による自動貸出等の新しい図書館サービスがスタートすることから、さらなる利便性の向上と図書館利用の促進が期待されます。また、子どもに限らず学生や社会人、そして高齢者まで幅広い年齢層の市民に対し「学び」や「成長」の意欲を多面的にサポートしていくことが重要であるとの認識から、これまでの「横手市子ども読書活動推進計画」を発展的に引き継ぎつつ、さらなる読書活動の振興を目的として、「第1次横手市読書活動推進計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第2次横手市総合計画」や「第3期横手市教育ビジョン(横手市教育振興基本計画 横手市教育大綱)」を上位計画とする個別計画として位置づけ、その方向性等を踏まえて読書を推進するための目標や考え方を明らかにし、「第4次横手市生涯学習推進計画」など関連する他の計画との連携を市全体で図ります。

3 国や県との関連

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)」および「文字・活字文化振興法(平成17年法律第91号)」に基づいて策定し、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に定められた「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を兼ねるものです。

※ICタグ:図書資料の情報が埋め込まれた集積回路(ICチップ)と情報のやり取りができるアンテナで構成されたタグのこと。

【国の関連計画】

策定年月	計 画
2002年8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第1次)
2008年3月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第2次)
2013年5月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第3次)
2018年4月	「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(第4次)
2023年3月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第5次) <2023年度～2027年度>

【県の関連計画等】

策定年月	計 画
2002年11月	県民の読書活動推進計画
2008年9月	第2次県民の読書活動推進計画
2010年3月	秋田県民の読書活動の推進に関する条例
2011年3月	秋田県読書活動推進基本計画
2016年3月	第2次秋田県読書活動推進基本計画
2021年3月	第3次秋田県読書活動推進基本計画 <2021年度～2025年度>

【横手市の関連計画】

策定年月	計 画
2013年11月	横手市子ども読書活動推進計画 <2014年度～2018年度>
2016年3月	第2次横手市総合計画 <2016年度～2025年度> ※後期基本計画 <2021年度～2025年度>
2019年3月	第2次横手市子ども読書活動推進計画 <2019年度～2023年度>
2021年3月	第3期横手市教育ビジョン(横手市教育振興基本計画横手市教育大綱) <2021年度～2025年度>
2022年3月	第4次横手市生涯学習推進計画 <2022年度～2026年度>

市民の学習意欲に幅広く応え、より満足度の高い学習機会を提供することができるよう、子どもの読書活動とともに大人を含めた読書活動を推進するための方針と目標に沿った取り組みを実施します。

1 計画の基本方針

生涯にわたって いつでも どこでも 読書を楽しめるまちづくり

2 計画の構成

基本目標1 家庭における読書活動の推進



- (1) 家読^{うちどく}の推進
- (2) 本との出会い、読み聞かせやお薦めの絵本の紹介
- (3) 大人の読書活動の推進

基本目標2 学校等における読書活動の推進



- (1) 保育所(園)・認定こども園における子ども読書活動の推進
- (2) 学校図書館の充実と読書活動の推進
- (3) 学校図書館と市立図書館の連携推進

基本目標3 地域・企業等における読書活動の推進



- (1) 市立図書館の充実と多様な取組
- (2) 企業等と連携した読書活動の啓発
- (3) 自治会や住民主体の活動団体への読書活動の支援

基本目標4 読書活動への理解と普及啓発の推進



- (1) 視覚障がい者等の読書環境の整備
- (2) 啓発事業やイベントとの連携と読書活動に関する情報発信の推進
- (3) 市の関係部局や外部団体等と連携した図書館利用の促進

3 計画の期間

本計画の期間は、2024年度から2028年度までの5年間とします。

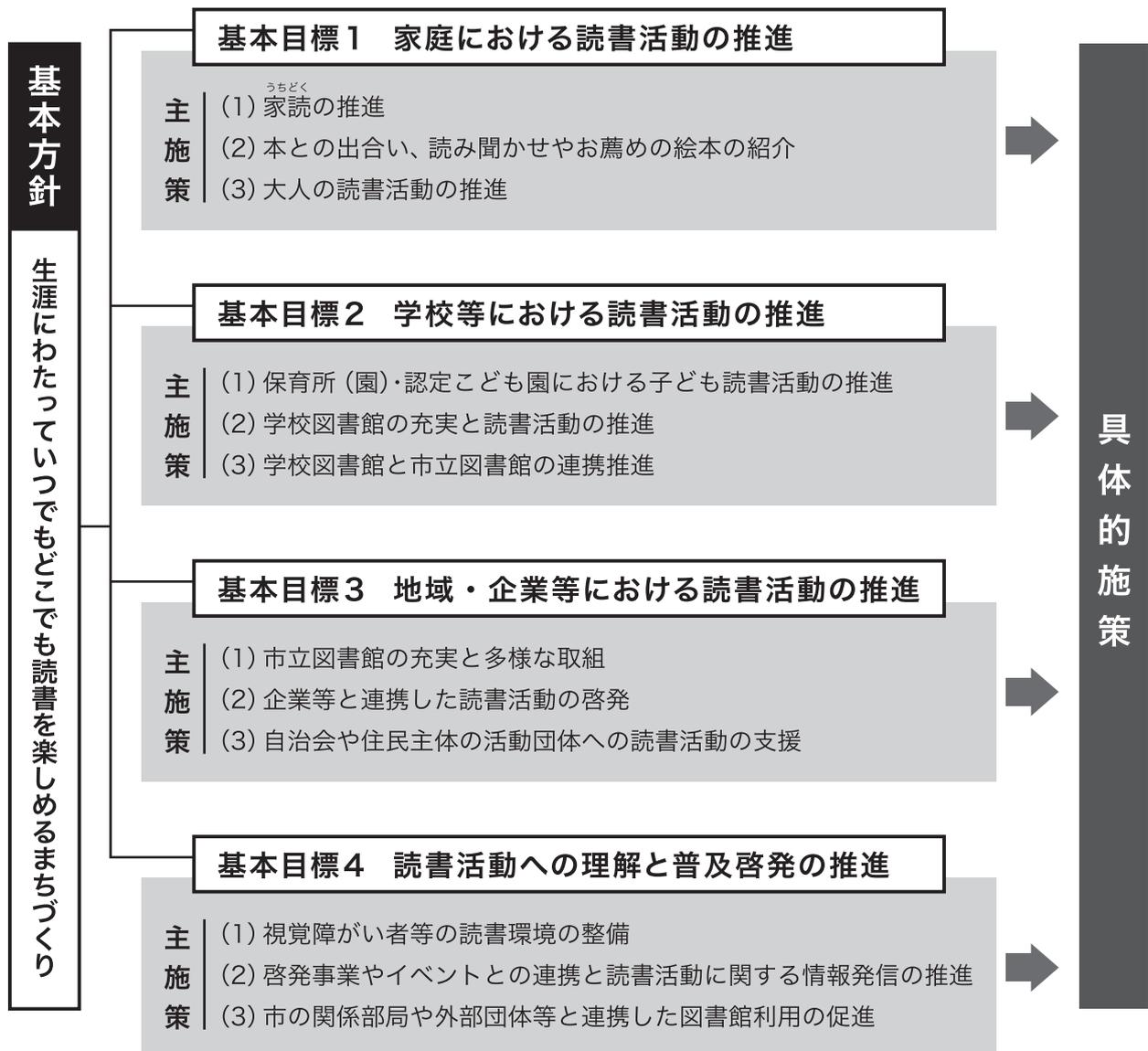
4 第1次横手市読書活動推進計画体系図

総合計画 基本目標 楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり

教育ビジョン 教育目標 郷土を愛し、共に語り、共に未来を切り拓く人を育てるまち、横手

教育ビジョン 施策4 心を豊かにする生涯学習の推進

－ 体系図 －



基本目標 1 | 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、家族全員で読書に親しみ、読書の習慣化が図られるようにしていくことが大切です。「第3次秋田県読書活動推進基本計画」では、各世代を通じて1日平均30分以上の読書をする^{うちどく}ことを推奨しており、本計画において、家読の推進を積極的に図りながら、家庭における読書活動を推進していきます。

PRIORITIES — 重点目標 —

項目	2017年度実績	2022年度目標 2022年度実績	2027年度目標
子ども（3歳児）に本を週1回以上、読み聞かせをする保護者の割合	75%	90% 73%	90%
3歳児保護者のおはなし会への参加率	7%	10% 5%	10%
図書館主催の大人向けイベントの開催	2回	— 3回	6回

(1) 家読の推進

家読は、特に決まったルールなどはなく、家族と一緒に好きな本を読んだり、本の読み聞かせをしたり、読んだ本について話し合うなどコミュニケーションを深めることを目的としています。家族で読書の習慣を共有することにより、家庭の教育力を向上させることも期待できることから、引き続き推進していきます。

【今後の取組】

ア) 家読推薦図書コーナーなどを企画します。

- 市立図書館や学校図書館では、『うちどく100選』など家読推薦図書の企画展示やミニコーナーの設置を企画して、家族での読書活動を推進します。

イ) 家読のおすすめPRを推進します。

- 家読のやり方をイラストなどで紹介したチラシを作成し、家読を身近に感じてもらえるようにPRを推進します。

(2)本との出会い、読み聞かせやお薦めの絵本の紹介

乳幼児期の本との出会いは、その後の読書習慣の形成につながる大切なものです。乳幼児を対象とした健診などで本に触れる機会を提供していきます。

また、親子の読み聞かせにより読書の楽しさを広げるとともに、親と子が心の触れ合いを深めながら、子どもの情感を育むことができるようにするため、読み聞かせに適したお薦めの絵本を紹介していきます。

【今後の取組】

ア)ハートフルブック事業を継続します。

- 生後4ヵ月児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせや絵本を贈呈するハートフルブック事業を継続し、乳幼児と絵本の出会いや絵本を通じた親子の触れ合いを支援していきます。

イ)子育て支援センターでの本に触れ合う機会づくりに努めます。

- 各地域の子育て支援センターに絵本コーナーを設置し、親子が本に触れ合う機会を提供します。また、子育て講座などで親子向けの読み聞かせを継続的に行っていきます。

ウ)市立図書館と市内の読み聞かせサークルが協力して、おはなし会等を積極的に実施し、家庭における子どもの読書活動の推進を図ります。

エ)横手市子育て情報サイト内でお薦め絵本を紹介します。

- 横手市子育て情報サイト「はぐはぐ」に親子で楽しめるお薦めの本を定期的に紹介し、リーフレット『0歳からのおすすめ絵本リスト はぐはぐえほん』を作成していきます。

(3)大人の読書活動の推進

青年期から高齢期までに対しては、起業やビジネス関連の図書をはじめ、それぞれのライフスタイルや一人ひとりの問題解決に合わせた資料を提供するなど、大人の読書活動の推進を今後も図っていきます。

【今後の取組】

ア)子育て世代が子どもと読書の楽しさを分かち合える読書活動の推進と家庭における読み聞かせを促進します。

イ)働く世代の図書館利用促進につなげる環境整備とPRを実施します。

ウ)高齢者の読書活動を支援します。

- 高齢者向けの企画展示など情報提供を行います。
- 高齢者対象の生涯学習事業等やイベントでの読書に関する出前講座、大活字本等の紹介、団体貸出を実施します。

基本目標 2 | 学校等における読書活動の推進

子どもの読書習慣を形成していくには、学校等は大きな役割を担っています。子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を確立し、読書の幅を広げる読書環境の整備を行い、発達段階に応じた読書活動の推進を図っていきます。

PRIORITIES — 重点目標 —

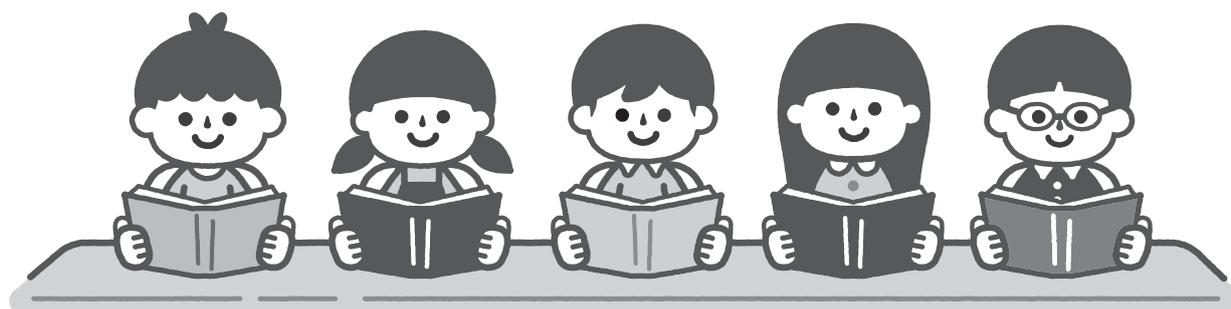
項目	2017年度実績	2022年度目標 2022年度実績	2027年度目標
保育所（園）・認定こども園への団体貸出の回数	88回	100回 112回	120回
学校（小中高、特別支援）への団体貸出の回数	481回	500回 304回	500回
「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加校数	—	— —	5校

(1) 保育所（園）・認定こども園における子ども読書活動の推進

乳幼児期から本に親しむ機会をもつため、保育者に読み聞かせを推奨するとともに、絵本等の素晴らしさを伝えるなど保育者の読み聞かせに対する理解を深める取り組みを行います。

【今後の取組】

- ア) 保育所（園）や認定こども園でもたくさんの本に触れられるよう、市立図書館からの団体貸出の定期的な利用や、秋田県子ども読書支援センターの活用を推進します。
- イ) 保育所（園）や認定こども園への絵本紹介の掲示や、お薦めの絵本リストの作成・配布など、保護者への啓発に取り組みます。
- ウ) 市立図書館で行われているおはなし会の情報について周知を図ります。また、市内の読み聞かせサークルの情報を提供し、より多くの保育所（園）や認定こども園で活動してもらえるように努めます。



(2) 学校図書館の充実と読書活動の推進

横手市内すべての小・中学校において、一斉読書の時間（朝自習等）が確保され、創意工夫を凝らしながら読書活動の推進に取り組む学校も多く見られています。

今後も、国の「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づいて、読書環境の整備・充実に努めながら、読書が好きな子どもを育てていきます。

【今後の取組】

- ア) 全校一斉の読書活動の推進と、学校図書館の活用や読書活動の年間指導計画の作成など、各学校の実態に応じて読書活動の推進に取り組みます。
- イ) 市内の小・中学生が仲間へ薦めたい本を集めた、「おすすめの本100選」を作成し、読書活動をサポートします。また、「ビブリオバトル^{※1}」への積極的な参加を促し、本のおもしろさや魅力を共有することで、読書のきっかけづくりを図ります。
- ウ) 学校図書館へ学校司書・学校司書補助員を継続して配置し、児童生徒の実態に応じた多様な読書活動や本の紹介に努めます。
- エ) 魅力的な図書を充実させ、学校図書館図書標準^{※2}の全校達成を目指します。また、新聞を学習教材として活用できるよう、新聞の配備を継続し、今後もNIE^{※3}を推進します。
- オ) 学校の長期休業中における親子読書などの家読や朝読み、夕読みを推進します。
- カ) 児童生徒が、自発的に学校図書館を利用するための空間づくりや掲示・飾りに工夫を凝らした特色ある図書館づくりを支援します。

※1 ビブリオバトル:発表者が自身の推薦する本の魅力を紹介し、ディスカッションをした後、聞いていた人たち全員で「一番読みたくなった本」(チャンプ本)を投票で決める知的書評合戦のこと。

※2 学校図書館図書標準:公立義務教育諸学校の学校図書館に整備するべき蔵書の標準として、学校規模に応じた冊数を定めたもの。

※3 NIE(エヌ・アイ・イー):Newspaper in Educationの略で、学校などで新聞を教材として活用すること。

(3) 学校図書館と市立図書館の連携推進

読書指導担当教諭と学校司書等および市立図書館の司書が連携し、研修や事業を合同で実施するなど、児童生徒への読書指導の充実と資質向上を図ります。

【今後の取組】

- ア) 市立図書館の団体貸出の活用や学級に設置する図書コーナーの充実に努め、また、「図書館を使った調べる学習コンクール」に参加する児童生徒をサポートしていきます。
- イ) 司書教諭、学校司書等および市立図書館司書の合同研修会や事業を企画するとともに、その他の各種研修会や講習会への積極的な参加を促し、関係職員の資質向上を図ります。

基本目標 3 | 地域・企業等における読書活動の推進

子どもから大人まで多くの市民が読書に親しむには、市立図書館が読書活動の中核的な役割を果たすとともに、地域や企業において読書活動の意義やよさを広く啓発していく必要があります。いつでも、どこでも、読書に親しめる機会が持てるよう、読書活動の支援を推進していきます。

PRIORITIES — 重点目標 —

項目	2017年度実績	2022年度目標 2022年度実績	2027年度目標
横手市立図書館の入館者数	211,294人	— 167,627人	325,000人
人口に占める図書館 実利用者数割合	8.41%	— 7.13%	10%
企業等への団体貸出数	—	— —	3ヵ所

(1) 市立図書館の充実と多様な取組

市立図書館は、豊富な蔵書の中から読みたい本を読むことができ、読書の楽しみを知ることができる場所です。令和6年度からは、利用者自身による図書の自動貸出など、市立図書館にある図書のICタグ化による図書館サービスがスタートします。今後も魅力ある本に出合えるように、利用者のニーズに応じ、バランスのとれた蔵書の充実に努め、横手の歴史や文化、風土に根ざした本の選定、図書資料の拡充を図っていきます。

【今後の取組】

ア) 多様で魅力ある蔵書構成を実現するため、選書体制の充実を図り、利用者が求める資料を探しやすく、快適に閲覧できる環境づくりに努めます。

- 利用者のニーズに配慮したテーマ展示等を実施します。
- 中学・高校生に相当する年代の読書活動推進のため、市立図書館全6館に設置しているティーンズコーナーの充実を図ります。
- 地域資料（横手の先人たちが残した貴重な史料や、横手にゆかりのある偉人の作品・資料等）や関連する資料（発酵や伝統食文化などに関する資料等）を継続して収集・保存し、後世に伝える活動を推進します。
- 日本が誇るマンガ文化の魅力を世界に発信する、増田まんが美術館への誘客を促す企画展示に努めます。

イ) 図書館のICTを活用した取組と環境の整備に努めます。

- ICTタグ導入により、マイナンバーカードやスマートフォン対応の非接触型での自動貸出によるサービス向上、蔵書点検などの業務効率化を図ります。
- 電子図書館の導入やデジタルアーカイブ化に向けて検討します。
- 市民が気軽に集い、交流・発信できる場としての機能など、新しい図書館サービスやイベントの実施を検討します。



自動貸出機

ウ) 学校や地域と連携し、利用者の拡大と図書館活動の活性化を図ります。

- 職場体験学習、インターン、地域貢献事業や図書館見学等を積極的に受け入れ、また、受け入れの実施について周知を図ります。
- 学童保育（放課後児童クラブ）や地域住民、地域活動と連携したイベントや企画に取り組み、団体貸出の推進を図ります。

エ) 課題解決機能の充実を図ります。

- 課題解決支援となる資料（ビジネス支援、法情報、医療・健康情報、観光支援、子育て支援、農業等）の収集および情報の提供に努めます。
- これまでのレファレンスサービスの充実を図りながら、オンライン等による新しいサービスを検討します。

(2) 企業等と連携した読書活動の啓発

民間の団体や企業と連携して読書活動の意義やよさを広く啓発し、企業などでの図書コーナーの設置を推進し、市立図書館との連携を推進します。

【今後の取組】

ア) 企業向けの啓発・PR（ポスター・チラシ・広報紙等）を推進します。

イ) 企業内図書コーナーの設置を推進し、団体貸出の利用を図ります。

ウ) 雑誌スポンサー制度を推進し、市立図書館への本の寄贈等を働き掛けて地元企業の魅力を周知します。

(3) 自治会や住民主体の活動団体への読書活動の支援

市民があらゆる機会に自主的に読書を行うことができるよう、ボランティアグループが自治会等へ出向いて読み聞かせ会を行うなど、地域を通じた読書活動の推進・図書館活動の活性化を図ります。

【今後の取組】

ア) 地域における読書活動推進の担い手となっている読み聞かせボランティアとの連携を強化し、秋田県が開催する研修会などへの参加について積極的に呼びかけ、市民が読み聞かせボランティアとして活動できるように努めていきます。

イ) 自治会や子ども会、サロン等への読み聞かせなどの情報提供と出前図書館や住民主体の活動団体への団体貸出等を推進し、地域住民や地域活動と連携した企画展示やイベントを計画します。

基本目標 4 | 読書活動への理解と普及啓発の推進

「子ども読書の日（4月23日）」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。また、秋田県では秋の読書週間にあわせて11月1日を「県民読書の日」と制定しており、県民の読書意識の向上のため県内図書館等と連携して読書イベントを開催しています。

読書活動は、「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっていることを周知すると同時に、年間を通じて読書活動を推進する機運を一層高めしていくよう普及啓発に努めていきます。

PRIORITIES — 重点目標 —

項目	2017年度実績	2022年度目標 2022年度実績	2027年度目標
りんごの棚に関する蔵書数	—	—	150冊
「読書週間」における企画展示	12回	— 12回	15回
関係部局や外部団体等との連携を含む図書館での企画・イベント等実施回数	75回	— 47回	100回

(1) 視覚障がい者等の読書環境の整備

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）」いわゆる読書バリアフリー法に基づき、秋田県点字図書館や県立図書館と連携を図りながら、視覚障がい者等が図書館を利用しやすくするためのサービスと情報提供により読書環境整備を進めます。

【今後の取組】

- ア) りんごの棚^{※1}をすべての市立図書館に設置し、障がいの状態に応じた環境の工夫により、読書のバリアフリー化を目指します。
- イ) 大活字本やLLブック^{※2}等、アクセシブルな関連書籍（視覚障がい者等が利用しやすい書籍）の充実や利用者への情報提供を行います。また、サピエ^{※3}の導入による各種コンテンツの提供について検討します。
- ウ) 市立図書館の障がい者サービス向上のために研修等へ積極的に参加します。

※1 りんごの棚：スウェーデンが発祥で、視覚障がい等の特別な配慮を必要とする子どもを対象とした、アクセシブルな本のコーナー。すべての子どもに読書の楽しさを知ってもらうことを目的に、世界各地で広がっている。

りんごの棚
シンボルマーク→



※2 LLブック：ふりがなや絵、写真などを使って、読みやすいように工夫して作られた本。

※3 サピエ：視覚障がい者等に対して点字やデジタル録音図書（デイジーデータ）をはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などさまざまな情報を提供するネットワークサービスのこと。

(2) 啓発事業やイベントとの連携と読書活動に関する情報発信の推進

読書に親しむことができる事業やイベントなどと連携し、読書活動に親しむ機会を増やしていきます。また、ホームページや市報、図書館だより、横手かまくらFMのほか、SNSを活用した情報発信に努めていきます。

【今後の取組】

- ア) 「こどもの読書週間」や「読書週間」、また「秋田県読書フェスタ」や「県民読書の日」、「文字・活字文化の日」などに連携した企画展示や周知を行います。
- イ) 市内で開催されるイベント・行事等にあわせて、図書館の利用を促進する企画を実施します。
- ウ) SNSなどの情報発信ツールは、時代の変化に伴い都度検討し、常に新しい情報発信に努めます。

(3) 市の関係部局や外部団体等と連携した図書館利用の促進

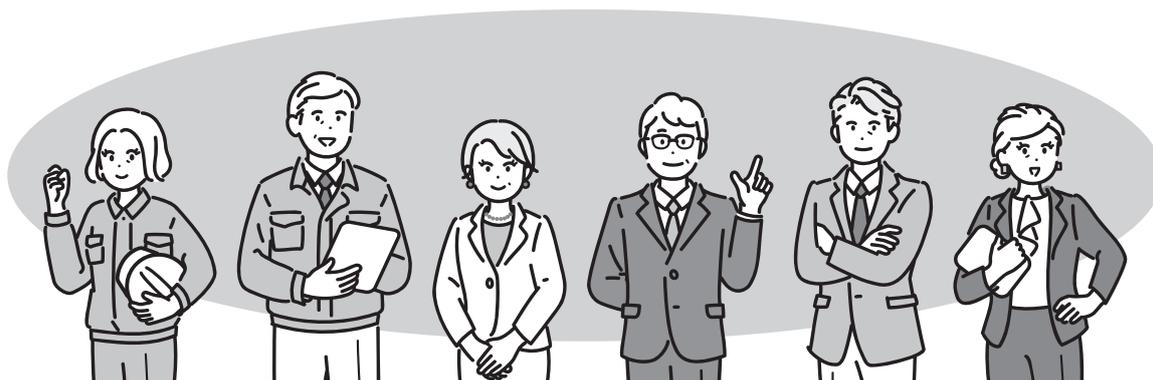
本計画の策定にあたり、「横手市読書活動推進委員会」を2023年度新たに設置し、計画の立案と事業の推進・検証を行います。

また、市の基幹産業である農業振興の充実に資することを目的に、例えばJA秋田ふるさと等の外部団体とも連携することで、農業に特化した資料や情報が担い手に提供できるなど、図書館機能の一層の充実を図ります。

なお、農業に限らず多様な業種の人々に対して図書館の有用性をアピールできるよう、各館が所蔵する資料やレファレンス機能の充実と情報提供を図っていきます。

【今後の取組】

- ア) 横手市読書活動推進委員会との連携による計画の管理および検証を実施します。
- イ) 市の関係部局や機関等への資料貸出や情報連携を行います。
- ウ) 外部団体等と連携した各種イベント（セミナー、展示等）の開催や情報提供を行います。



1 計画の周知

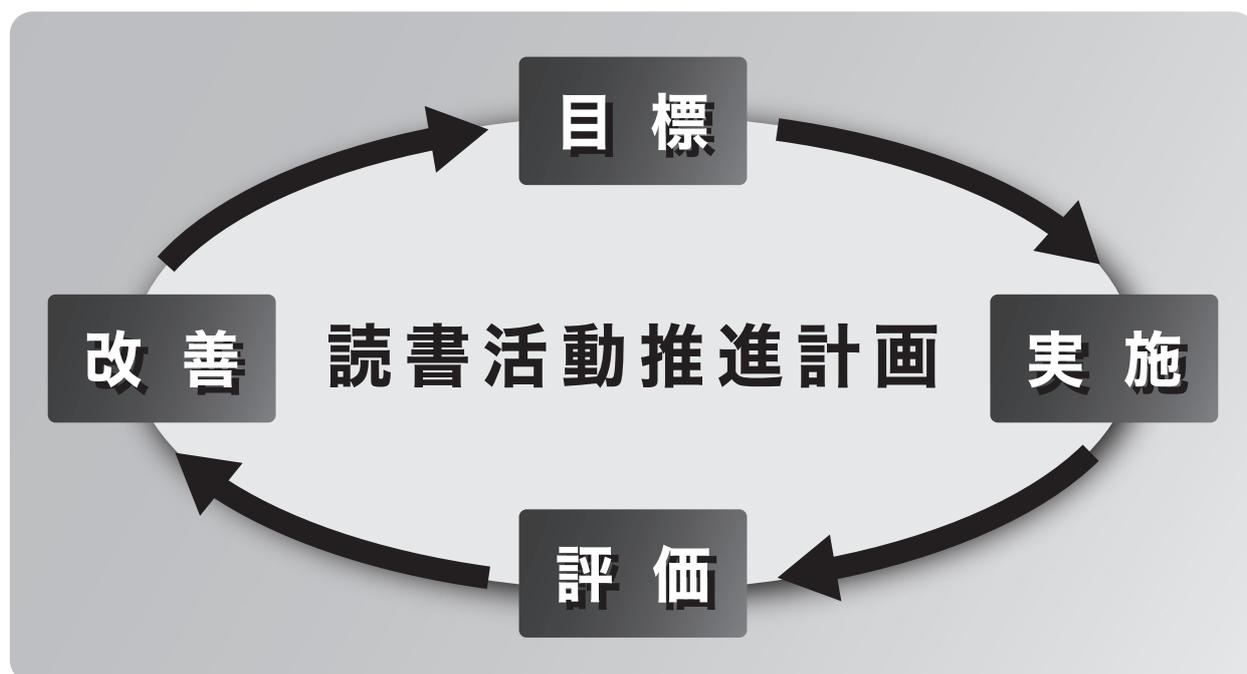
計画の着実な推進には図書館の関係者のみならず、関係部局や市民の方々などとの連携・協働が必要です。そのためには、本計画に掲げた目標や施策を周知することが重要です。多くの方々に本計画を理解いただくために計画の概要版を作成し、ホームページや様々な媒体を活用して情報発信を行い、計画の周知を図っていきます。

2 計画の推進体制

読書活動の推進を図るために、庁内関係6課による推進委員会を2015年度に設置し、毎年、事業の検証と計画の進捗を確認してきましたが、本計画策定にあたり、7課を加え計13課となりました。今後も事業の推進・検証を協力して行い、情報の共有を図り、必要に応じ推進委員会に参加する課・施設等を追加し、次の計画につなげていきます。

3 計画の点検と評価

本計画で定めた目標や取組が、市民の読書活動の推進にどれだけ寄与しているのかを適切に把握するため、Plan（計画）Do（実行）Check（測定・評価）Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させるいわゆるPDCAサイクルにより、年に1度、事業の継続的改善と質の向上に努めていきます。



資料編

1 第2次横手市子ども読書活動推進計画の目標と実績 (2019年度～2022年度)

基本目標1 家庭・地域及び学校における子どもの読書活動の推進

1.本との出会い、家族の語り ～家庭における子どもの読書活動の推進

項目	実績				目標
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度
子ども(3歳児)に本を週1回以上、読み聞かせをする保護者の割合	72%	70%	75%	73%	90%
3歳児保護者のおはなし会への参加率	7%	10%	13%	5%	10%

2.創造力を育む本との出会い ～保育所(園)、幼稚園における子ども読書活動の推進

項目	実績				目標
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度
保育所(園)・認定こども園への団体貸出の回数	114回	68回	72回	79回	100回
「読書に関する作品コンクール」への読書感想画の応募数(幼児)	99点	198点	197点	183点	220点

3.生きる力を育む本との出会い ～学校における子どもの読書活動の推進

項目	実績				目標
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度
1ヶ月に6冊以上読む 小学4年生の割合	未実施	81%	73%	71%	85%
1ヶ月に3冊以上読む 中学2年生の割合	未実施	47%	48%	44%	60%

4.夢を育む本との出会い ～市立図書館における子どもの読書活動の推進

項目	実績				目標
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度
小・中学生の一人当たりの貸出冊数	16冊	12冊	13冊	14.5冊	20冊

基本目標2 子どもの読書環境の整備、充実

1. 市立図書館の整備、充実

項 目	実 績				目 標
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度
児童書の蔵書数	116,418点	116,540点	118,219点	120,224点	115,000点
ティーンズコーナー設置図書館数	6館	6館	6館	6館	6館

2. 学校図書館の整備、充実

項 目	実 績				目 標
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度
学校司書・学校司書補助員の配置割合	100%	100%	100%	100%	100%
新聞配置校の割合	100%	100%	100%	100%	100%

3. 市立図書館と学校図書館の連携の推進

項 目	実 績				目 標
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度
横手市学校図書館・市立図書館合同研修会の回数	2回	1回	3回	3回	3回
学校（小中高、特別支援）への団体貸出の回数	443回	418回	309回	304回	500回

基本目標3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

1. 「子ども読書の日」等における読書の啓発事業の推進

項 目	実 績				目 標
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度
学校にて市立図書館との連携による「子ども読書の日」の企画展示	5校	1校	1校	1校	10校

2. 子育てイベント等との連携の推進

項 目	実 績				目 標
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度
児童書リサイクル回収ボックス設置箇所	0か所	6か所	6か所	6か所	2か所

2 秋田県民の読書活動の推進に関する条例

秋田県民の読書活動の推進に関する条例

(平成二十二年秋田県条例第二十五号)

【目的】

第一条 この条例は、県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県民の読書活動の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民一人ひとりの心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

【基本理念】

第二条 読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることにかんがみ、すべての県民が読書活動を容易に行うことができるよう、そのための環境の整備が積極的に推進されなければならない。

【県の責務】

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、県民の読書活動の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

【県民読書活動推進基本計画】

第四条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民の読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 県は、毎年、基本計画により実施した施策を議会に報告するものとする。
- 3 県は、必要があると認めるときは、基本計画を変更するものとする。

【財政上の措置等】

第五条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

【関係機関等との連携】

第六条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、市町村が設置する学校又は図書館その他の関係機関及び民間団体との連携に努めるものとする。

【委任】

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

3 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年法律第百五十四号)

【目的】

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

【基本理念】

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

【国の責務】

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【地方公共団体の責務】

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【事業者の努力】

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

【保護者の役割】

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

【関係機関等との連携強化】

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

【子ども読書活動推進基本計画】

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

【都道府県子ども読書活動推進計画等】

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

【子ども読書の日】

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

【財政上の措置等】

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

◆ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

4 文字・活字文化振興法

文字・活字文化振興法

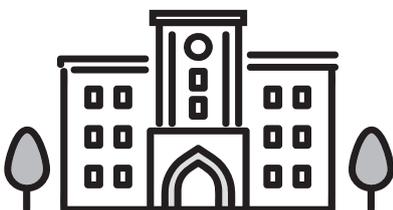
(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

【目的】

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

【定義】

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。



【基本理念】

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

【国の責務】

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【地方公共団体の責務】

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【関係機関等との連携強化】

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

【地域における文字・活字文化の振興】

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【学校教育における言語力の涵養】

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

【文字・活字文化の国際交流】

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

【学術的出版物の普及】

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【文字・活字文化の日】

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

【財政上の措置等】

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



第1次横手市読書活動推進計画策定委員名簿

横手市図書館協議会

山本 伸洋
高橋 俊
塩田 康之
谷口 純子
星野 郁子
大山 佳子
長谷川聖史
新山 容子
藤田 睦代
遠山 一栄

横手市読書活動推進委員会

大坂 智実 健康推進課課長
鈴木 英宗 子育て支援課課長
佐々木 恵 社会福祉課課長
阿部 淳子 まるごと福祉課課長
藤山 篤志 農業振興課課長
山本 剛 食農推進課課長
赤川 博幸 商工労働課課長
西川可奈子 地域づくり支援課課長
佐藤 耕樹 教育総務課課長
木村 智子 生涯学習課課長
木村 雅美 Ao-na開館準備室室長
赤川美和子 教育指導課課長
高橋 秀明 図書館課課長

ワーキンググループ

岩瀬久美子 健康推進課保健師主幹
山田恵美子 子育て支援課課長代理
高橋 学 社会福祉課主査
小野 浩子 まるごと福祉課保健師副主幹
福岡 茂樹 農業振興課主席主査
原 徳兵衛 食農推進課係長
森田 東 商工労働課課長代理
照井 孝志 商工労働課上席副主幹
佐藤 超 地域づくり支援課課長代理
小田嶋あけみ 教育総務課上席副主幹
高田 寛久 生涯学習課課長代理
本間亜紀子 Ao-na開館準備室副主幹
益子 一江 教育指導課主査

(事務局)

高橋 秀明 図書館課課長
平塚比呂子 図書館課課長代理
黒澤 史子 図書館課主査
木村 哲 図書館課主査
高本 明博 図書館課主査
田中 榛菜 図書館課主任
菊地 美智 図書館課主任
西村 一弘 図書館課総括業務員
小林 朱里 横手図書館司書

第1次横手市読書活動推進計画

発行:横手市教育委員会 / 編集:横手市読書活動推進委員会

〒013-0021 横手市大町7番9号 横手市教育委員会 教育総務部 図書館課内

TEL 0182-32-2662 / FAX 0182-32-5830

